

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年8月28日

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会
会長 堀田 晶子

1 業務の概要

(1) 業務名

「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ『とっとり・おかやま新橋館』オープン10周年記念イベント」企画・運営委託業務

(2) 業務内容

「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ『とっとり・おかやま新橋館』オープン10周年記念イベント」企画・運営委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとす。

(3) 業務期間

契約日から令和6年12月27日（金）まで

(4) 予算額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 次に掲げる措置を受けている者でないこと。

① 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日出第157号)第3条第1項の規定による指名停止の措置

② 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に規定する入札参加の停止又は入札参加の除外の措置

(3) 次に掲げる申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て

② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

(5) 協議会との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 スケジュール

公募公告	8月28日（水）
参加申込	9月9日（月）午後5時
質問受付期限	9月11日（水）正午
企画書提出期限	9月18日（水）午後5時
審査会開催	9月24日（水）（予定）
審査結果通知	9月26日（木）（予定）
契約締結・業務開始	9月30日（月）（予定）
記念イベント進行シナリオの提出	10月15日（火）（予定）
記念イベント実施日	11月1日（金）

4 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 参加申込

① 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

② 提出期限

令和6年9月9日（月）午後5時まで

③ 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ又は電子メール

④ 本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

(2) 質問

実施要領の内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載した質問書（様式第2号）を令和6年9月11日（水）正午までにファクシミリ又は電子メールで提出すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、電子メールにより、随時、企画提案参加者全員に行う。ただし、本企画提案に直接関係ない質問や機密情報にかかわる質問に対しては回答を行わない場合がある。

なお、質問に対する回答は仕様書の内容の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類（A4版（必要に応じてA3版も可能。）とし、枚数・様式は任意とする。）

ア 仕様書に基づいた具体的実施案

イ 業務の実施体制及び作業工程、進捗管理方法

ウ 会社概要及び事業実績

エ 見積書（内訳明細書も含む）

② 提出部数

各6部（ただし、見積書は正本1部、写し5部）

③ 提出期限

令和6年9月18日（水）午後5時

④ 経費積算

経費積算にはゲストの出演料、衣装代、スタッフ経費を含めること。

⑤ 提出方法

郵送又は持参（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

なお、送付による場合は、提出期限までに必着のこととする。

また、持参による提出の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後5時までに限り受け付ける。

⑥ 提出された書類は、返却しない。

⑦ 参加申込者が多数（概ね5者以上）の場合には必要に応じて、事前に書類審査による選抜を行う。

なお、その方法については、参加申込者から提出された企画提案書等に順位付けを行い、順位を集計した後の順位の上位者からプレゼンテーション参加者を選抜する。

5 各種書類提出先・問合せ先

〒105-0004 東京都港区新橋1-11-7 新橋センタープレイス2階

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局

電話 03-3571-0092

ファクシミリ 03-6274-6135

電子メール info@torioka.com

6 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和6年9月24日(火) (予定)
- (2) 場所 都道府県会館4階 第409会議室(東京都千代田区平河町2-6-3)
- (3) その他
 - ① 開催日時、集合時間等は、別途通知する。
 - ② プレゼンテーションは一提案者につき、15分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を10分間設ける。

7 評価の方法

提案書の評価は、審査会において、次の評価基準に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行い、最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
理解度	・事業目的を理解しているか	5点
	・実施内容(仕様書)との整合がとれているか	5点
具体性、企画力	・事業目的に対して十分な効果が得られるものとなっているか	15点
	・来館者の心をつかめる効果的な内容か	15点
実行性	・業務の実施体制は適正で信頼のおけるものとなっているか	15点
	・期間内に十分な準備が整えられる作業工程となっているか	15点
	・進捗管理方法は妥当であるか	15点
適格性	・類似の業務実績はあるか	10点
	・提案書、プレゼンテーション等を通じて、業務に対する知見、専門性及び積極性が認められたか	5点
合 計		100点

8 契約の締結

7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第113条第1項又は岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条第2項において準用する同規則第131条第2項に定める担保の提供をもって、その納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則第112条第4項又は岡山県財務規則第155条の規定により、その全部又は一部を免除する場合がある。

10 事業の要件に反した場合の取扱い

受注者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、委託者は契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

11 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提案書の取扱い

提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

(4) 暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部又は岡山県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

(5) その他

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。